

船舶事故調査報告書

平成28年9月29日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成28年3月18日 06時15分ごろ
発生場所	徳島県鳴門市小鳴門海峡 瀬戸港堂ノ浦西防波堤灯台から真方位128°2, 225m付近 (概位 北緯34°12.3′ 東経134°36.4′)
事故の概要	漁船はら丸は、南進中、また、プレジャーボート初丸は、北進中、両船が衝突した。 はら丸は、船長が負傷し、船首部外板に破口を生じ、また、初丸は、同乗者が負傷し、左舷船首部外板に凹損を生じた。
事故調査の経過	平成28年3月23日、調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 はら丸、1.5トン T O 3 - 1 8 4 9 7 (漁船登録番号)、個人所有 第280-36568号(船舶検査済票の番号) B プレジャーボート 初丸、5トン未満(長さ8.3m) 280-21396徳島、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、二級小型・特殊・特定
負傷者	A 軽傷 1人(船長A) B 軽傷 1人(同乗者B)
損傷	A 船首部外板に破口 B 左舷船首部外板に凹損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	A船は、わかめ養殖場に向けて約7ノット(kn)の速力(対地速力、以下同じ。)で南進していた。 船長Aは、出航後、立って操船を行っており、水面からの高さ約2mの横山橋の下方を通過する際、頭が橋に接触することのないよう、中腰の姿勢になって下を向いていた。 A船は、船長Aが、右舷船首甲板に腰を掛けていた同乗者からの声を聞いて約5m前方にB船を認め、船外機のクラッチを中立にしたものの、B船と衝突した。 B船は、釣りをする目的で鳴門海峡に向けて約2knの速力で北進していた。 B船は、船長Bが、約100m前方にA船を認めたものの、B船に

	<p>向けて航行するA船がいずれB船を避けてくれると思って見ていたところ、A船に避航する様子がなかったため、右舵を取った直後、A船と衝突した。</p>
分析	<p>A船は、船長Aが、橋の下方を通過する際、頭が橋に接触することのないよう、中腰の姿勢になって下を向いており、見張りを適切に行っていなかったことから、B船に気付かずに航行したものと考えられる。</p> <p>B船は、船長Bが、B船に向けて航行するA船がいずれB船を避航するものと思い、衝突を避けるための動作が遅れたことから、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船の船長Aが見張りを適切に行っておらず、また、B船の船長Bが、A船がいずれB船を避航するものと思い、衝突を避けるための動作が遅れたため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常時適切な見張りを行うこと。 ・ 接近する他船を認めた場合には、適切な時機に衝突を避けるための動作をとること。